

民法改正によるITビジネスへの 影響と留意点 ～IT関連契約、システム開発契約を中心に～

■日時 2018年12月14日(金) 13:30～16:30
 ■会場 東京・麹町 『企業研究会セミナールーム』
 ■講師 森・濱田松本法律事務所 弁護士 佐々木 奏氏

1. はじめに
 - (1) 民法改正の概要
 - (2) 改正のスケジュール
2. 民法改正とITビジネスへの影響
 - (1) 請負と準委任の変更点
 - (2) 瑕疵担保責任の廃止
 - (3) 債務不履行の効果(損害賠償請求と解除)
 - (4) 危険負担
3. その他の重要な改正
 - (1) 消滅時効
 - (2) 法定利率
 - (3) 定型約款
 - (4) その他
4. 民法改正を踏まえた契約書の見直し
 ～具体的な契約条項の例を基に～
 - (1) システム開発契約の場合
 - (2) システム保守契約の場合
 - (3) ソフトウェアライセンス契約の場合

【開催趣旨】

近時、「第4次産業革命」と呼ばれる産業・技術革新が進んでおり、モノのインターネット化(IoT)やビッグデータ(Big Data)、人工知能(AI)などのITビジネスの重要性は増しております。他方、今般の民法(債権法)改正は120年ぶりの全面的な見直しであり、ITビジネスを初めとする企業間取引にも影響を与えることが考えられます。そこで、本セミナーでは、民法改正によるITビジネスへの影響と留意点について詳しく解説いたします。

【講師紹介】

佐々木 奏氏
 東京大学法学部卒業、2003年弁護士登録(第二東京弁護士会)。知的財産分野全般及び各種訴訟・紛争案件を中心に幅広く取り扱う。近著に「情報・コンテンツの公正利用の実務」(青林書院)がある。

●受講料●1名(税込み、資料代含む)

正会員	32,400円	本体価格 30,000円
一般	35,640円	本体価格 33,000円

- 正会員の登録の有無など、よくあるご質問(FAQ)は、当会ホームページでご確認いただけます。(〔TOP〕→〔公開セミナー〕→〔よくあるご質問〕)
- お申込み後(開催日1週間～10日前までに)受講票・請求書をお送り致します。
- お申込後のキャンセルは原則お受け致しかねますので、ご都合が悪くなった際は、代理出席をお願い致します。
- 最少催行人数に満たない場合ほか、諸般の事情により開催を中止させていただく場合もございます。
- 本申込書をFAXでお送りいただく際は、ご使用のFAX機の使用法(O発信の有無など)をご確認の上、番号をお間違えないようご注意ください。

一般社団法人企業研究会
 担当：金井 E-mail: kanai@bri.or.jp
 〒102-0083
 東京都千代田区麹町5-7-2 MFPR麹町ビル2F
 TEL 03-5215-3550 FAX 03-5215-0951

申込方法 ホームページからのお申込みが便利です。 <https://www.bri.or.jp>

企業研究会セミナー

181865-0303		2018.12.14	
申込書 民法改正によるITビジネスへの影響と留意点			
会社名	フリガナ		
住所	〒		
TEL		FAX	
ご氏名	フリガナ	所属 役職	
Eメール			

【個人情報の利用目的】お客様の個人情報は、お申込受付後のご連絡やご請求等を行うため、また、ダイレクトメールの発送等、当会主催の各種事業をご案内するために利用させていただきます。